

水道料金の軽減又は免除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南知多町水道事業給水条例（平成10年南知多町条例第4号以下「給水条例」という。）第30条に規定する料金、手数料等の軽減又は免除について適切かつ円滑な事務処理を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 水道料金の減免は、次の各号のいずれかに該当するものについて適用する。

- (1) 善良な管理下において、給水装置が不可抗力により漏水した場合で、埋設部その他外部から発見し難い漏水であるとき。ただし、受水槽を設置して給水している場合及び温水器等により給湯している場合にあっては、一次側の取付部分までの配管における漏水であること。
- (2) 配水管の事故等により濁水が使用水量に含まれていると認められたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、減免を適用しないものとする。

- (1) 給水装置を新設又は改造工事で給水開始から1年以内に施工不良で漏水したと認められたとき。
- (2) 給水装置及びこれに直結する給水用具の露出部分からの漏水のとき。
- (3) 同一の給水装置に係る漏水は減免を受けた日から起算して1年間はこの減免を受けることはできない。
- (4) 使用者が故意に給水装置を破損したとき。
- (5) 使用者が漏水の事実を容易に認識できたにもかかわらず、修理の遅

延をしたとき。

(6) 使用者が漏水の通知を受けたにもかかわらず、修理の遅延をしたとき。

(7) 各種工事の事故による漏水をしたとき。

(8) その他使用者が善良な管理注意義務を怠ったと認めれたとき。

(9) 申請者（使用者）が水道料金を滞納しているとき。

（漏水量の認定）

第3条 漏水量の認定は、当該調定水量から前年同期の調定水量を差し引いた残りの水量を漏水量とする。

2 前年同期の調定水量が不明のとき、又は現在の使用状況と異なっているときは次の実態に即したものとする。

(1) 当該漏水発生直前3回の平均調定水量

(2) 当該漏水修理後の実績に基づいた水量

（軽減又は免除額等）

第4条 軽減又は免除額は、それぞれ該当各号に定める基準に従い算出した水量（1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に相当する額とする。

(1) 第2条第1号に該当する場合は、第3条で認定した漏水量の2分の1の水量（1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に相当する額

(2) 第2条第2号に該当する場合は、町長が認めた放水水量に相当する額

(3) 第2条第3号に該当する場合は、町長が認めた水量に相当する額

（軽減又は減免する調定）

第5条 水道料金を軽減又は免除する調定は、第2条各号に規定する要件が発生した調定のみとする。

(軽減又は免除の申請等)

第6条 水道料金の軽減又は免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、その要件が発生した調定の納期限から30日以内に申請をしなければならない。

2 申請は必要事項を記載した水道料金軽減免除申請書(様式第1。以下「申請書」という。)によるものとし、南知多町の水道指定給水装置工事業者が証した書面及び修理状況のわかる写真を添付しなければならない。

(軽減又は免除の決定等)

第7条 町長は前条による申請を受理したときは、審査のうえ水道料金軽減免除認定通知書(様式第2)又は水道料金軽減却下・棄却通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。